

戦後和解政策にみる「脱政治」と抵抗  
—元アメリカ兵捕虜の「心の和解」—  
Non-Political Claims and Political Resistance:  
A Case Study of American Former POWs' Postwar  
Reconciliation with Japan

前川 志津  
Shizu MAEKAWA

Conventional approaches of postwar reconciliations among nations have been criticized for their prioritization of national interests. Critics agree that postwar reconciliation should be reexamined from an ethical point of view; however, some also insist that ethical issues should not be over politicized. These differing opinions have led the postwar reconciliation process in two different directions. This study examines the dynamics between these two driving forces of the Friendship Program, supported by the Japanese government and aimed at postwar reconciliation between American former prisoners of war and the Japanese public.

キーワード：戦後和解 (Postwar Reconciliation)、戦争捕虜 (Prisoners of War)、政治的異議申し立て (Political Claims)、日米友好プログラム (US-Japanese Friendship Program)

## 1. 戦後和解政策

1980年代末以降、戦後和解の再検討がおこなわれている。第二次世界大戦における日本と敵国間の和解はサンフランシスコ講話条約を基本として二国間条約で特殊事項を補足しながらすすめられた。しかし、民主化、自由化をとげたアジア諸国の発言力が国際社会において強まり、一部の戦勝国との和解に過ぎないサンフランシスコ講和条約によって封印された未完結のアジア諸国との和解が、人道・人権の問題として提唱され、政治問題となってきたのである (笠原 1994; 荒井 2006; 黒沢 2011)。このような傾向はアジア諸国とのあいだに限られたことではない。旧連合軍捕虜との和解を論じるなかで小菅 (2005, 2011) は、社会における個人の地位向上がそれまでの政治的忘却という和解の価値観を変容させたという。

このような政治と過去の問題の背景には、第二次世界大戦後の人権概念の広がりにより個人の地位が尊重されるようになり、国家によってとられた政治的・経済的安定といった国益優先の政策の正当性に、個人や国家の下位にある社会的グループの立場から疑問が付されるようになったことがある (Torpey 2003)。ただし、戦後和解が再検討されるようになった要因の解明は容易ではない。Jeffrey Olick と Brenda Coughlin (2003) は、1990年代

後半以降にローマ教皇や国家首脳による一連の謝罪<sup>(1)</sup>がなされた現象を「遺憾表明の政治〈Politics of Regret〉」と名づけて分析するなかで、このような現象の出現を人権意識の変化や政治体制の変革だけで説明することはできないと論じている。いずれにしても、そのような国際政治状況のなかで、日本政府が歴史認識、個人への補償、謝罪などの問題に直面しなくてはならなくなったことは確かである。

John Torpey (2003) は「償いの政治〈Reparations Politics〉」の4つの領域として、「政治体制変革期の正義〈Transitional Justice〉」、「補償〈Reparation〉」、「謝罪〈Apology〉」、そして「対話的歴史〈“Communicative History”〉」をあげている。これらの領域はそれぞれに独立しているのではなく、後者のより広い領域のなかに前者が含まれるのであるが(50ページ図1参照)、日本政府が対応を迫られている問題もこれらの領域に分類できる。Torpey 自身は「和解」ということばを用いていないが、戦後和解をめぐる議論されている問題をこれらの領域にあてはめることはできるであろう。

日本政府はこれまで講和条約における請求権放棄を理由に補償には一貫して応じずに、政府高官による謝罪や「平和友好交流計画<sup>(2)</sup>」事業などによって和解を模索してきた。しかし、このような日本政府の対応(戦後和解政策)には厳しい批判がなされている。たとえば、戦後和解の名のもとに被害者の望むかたちでない解決が強いられ、被害者が二重、三重の抑圧を受けている(中野 2008)といった批判や、政府からの資金援助による「平和友好交流計画」の一環としての民間団体による和解事業は、日本に対する補償と謝罪の請求を被害者に諦めさせるための懐柔策として利用されているのではないかと(中尾 2008)といった批判がある。

その一方で、人道・人権の問題として和解が論じられるなかで焦点化された、歴史や謝罪といった問題が過度に政治化されることへの危惧も論じられている<sup>(3)</sup>。黒沢文貴(2011)は、歴史の政治化がすすむ現状をぬけだし、「歴史の歴史化」による戦後和解を模索することを提唱している。Torpey (2003) も政治と過去の問題の共通理解を構築する作業は「政治的〈political〉」であるが「(必要以上に)政治化〈politicized〉」されてはならないと警告する。

ここに戦後和解の両義性をみることができる。戦後和解には人道・人権の観点から歴史や謝罪、補償などの問題を政治に導入して、国益優先の講和による問題解決に抵抗することと同時に、それらの問題が過度に政治化されることの回避が必要とされる。ここでは前者の試みを「対抗的戦後和解」、後者の試みを「脱政治的戦後和解」とよんで区別したい。戦後和解が両義的であるというのは、これらふたつの戦後和解の試みが次のような結果をうむ危険性を孕むからである。対抗的戦後和解には焦点化された問題をめぐる新たな対立をうみだす可能性がある。しかしその危険を避けようとする脱政治的戦後和解への志向は、戦後和解のもつ国益優先の政策への抵抗力を弱めるだけでなく、かえってその補完的役割を果たすことにもなり得るのである。

本稿では戦後和解実践の場において、これらふたつの和解がどのように作用しているのかをみていく。事例として、日本政府による元アメリカ兵捕虜招聘プログラムをとりあげる。招聘プログラムは、補償に応じない日本政府が、補償という過度に政治化される危険性の高い問題を回避しながら「心の和解」を目指すという脱政治的戦後和解政策であり、脱政治的な政策という点で戦後和解の両義性をもっとも鋭く問われる実践の場といえる。

そこでは戦後和解の両義性が、戦後和解政策にどのような成果や課題をもたらしているのであろうか。

次の第2章では、元捕虜による補償裁判と招聘プログラムについて概観する。第3章は、今回の分析対象とするフィールドの記述である。第4章では記述したフィールドの分析をおこない、ふたつの戦後和解の作用と、それらがもたらす招聘プログラムの成果と課題について明らかにしたい。最後に第5章でふたつの戦後和解がもたらすダイナミズムについて考察をすすめていく。

## 2. 補償裁判と招聘プログラム

日本軍による捕虜の取り扱いが国際法に違反しているとして、極東軍事裁判やBC級戦犯裁判で裁かれている。しかし、国際裁判やサンフランシスコ講和条約による戦後処理は捕虜問題に終結をもたらさなかった。1994年1月にオランダの元捕虜が日本政府に補償と謝罪を求める裁判を東京地裁に提訴したのをはじめとして、各国の元捕虜が日本とアメリカで日本政府や日本企業を相手に訴訟を起こしている<sup>(4)</sup>。アメリカでの訴訟の背景にはカリフォルニア州における「時効延長法」の成立がある(徳留 2000)。この法律にもとづいてホロコースト生存者とスイス銀行、または奴隷強制労働被害者とドイツ企業のあいだなどで争われていた訴訟が和解にむかったのである。しかし日本政府や企業の場合は、サンフランシスコ講和条約における連合国の請求権放棄を理由に一貫して補償には応じず、司法的な和解には至らなかった。日本でもアメリカでも、最終的に元捕虜の請求権はすべての裁判で棄却されている(徳留 2005)。

しかし捕虜問題に関連した厳しい対日批判の声に日本政府が対応していないわけではない。代表的な取りくみが1995年から2004年にかけて実施された「平和友好交流計画」である。この事業のもとイギリスとオーストラリアから元捕虜が招聘されている<sup>(5)</sup>。しかし、そこでは元アメリカ兵捕虜の招聘事業はおこなわれず、一部の元アメリカ兵捕虜は日本政府による招聘を日米両政府に訴えていた<sup>(6)</sup>。そして2010年、ついに元アメリカ兵捕虜招聘プログラムが実施されたのである。

外務省のプレスリリースによれば、この事業の目的は「第二次世界大戦時の経験に起因して我が国に対して特別な感情を持つ米国人元戦争捕虜及びその配偶者等を我が国に招聘し、心の和解を促すことを通じて、日米間の相互理解の増進を図ること<sup>(7)</sup>」である。このプログラムが日本政府による戦後和解政策であることは明白であろう。

招聘プログラム参加者の一部は帰国後、「バターン・コレヒドール防衛兵メモリアルソサイエティ<the American Defenders of Bataan & Corregidor Memorial Society>」の年次大会で報告をおこなっている。同会はフィリピン戦をたたかった元捕虜と彼らの子どもたちを中心メンバーとする組織である。この会は数回名前が変更されているが、ここではすべてADBCと表記する<sup>(8)</sup>。ADBCは政治活動が中心の組織ではないが日本政府の招聘プログラムとの関係は深い。2010年に初めて招聘された元捕虜6名のうち3名はADBCの歴代会長を務めており、同年招聘された2名の遺族もADBC次世代の会<sup>(9)</sup>の会長と役員であった。初代グループリーダーはプログラム実現の立役者と認められている人物である。

### 3. 戦後和解実践のフィールド

招聘プログラムには毎年、元捕虜（遺族や戦後に亡くなった元捕虜の家族が含まれることもある）と同行者の合計 14 名が招聘される。プログラムの内容は順番の入れ替わりがあるものの毎年ほぼ変わらない。駐日アメリカ大使との面会、日本外務大臣との面会（外務大臣からは「お詫び」が述べられる）、大学での講演、市民との交流会、日本記者クラブでの会見、各自希望地への訪問、京都訪問、などである。滞在期間は 1 週間である。筆者は 2010 年からこのプログラムのフィールドワークをおこなっている。また、2011、12 年の ADBC 年次大会に参加し、アメリカでのフィールドワークもおこなった。ここではこれらのフィールドワークから、2011 年の招聘プログラム、特に高岡訪問、日本記者クラブでの会見と、その時の様子が伝えられた 2012 年 ADBC 年次大会の報告会を取りあげたい。その理由は、高岡訪問において、元捕虜が自分たちの収容されていた民間企業の施設を訪問して企業の代表者と面会するという場面に筆者も同席できたことである。これまでにもそのような面会は実施されているが、元捕虜との面会に応じる民間企業は少数である。2011 年はそのような機会に恵まれ、また、その時の様子がアメリカで報告される 2012 年の ADBC 年次大会にも参加できた。これは招聘プログラムの分析に大変有益であった。

#### (1) 元捕虜の高岡訪問

富山県高岡市を訪問したのは元捕虜の A さんと B さんである。ふたりの元捕虜が収容、使役されていた工場の現所長は、自社が創立 100 周年にむけて社史を編さん中であること、戦争捕虜を使役した歴史についても知りたいと思っていることを述べ、当時の捕虜の取り扱いについて謝罪した。元捕虜からは戦時中の過酷な生活の実態が語られた。また、所員と元捕虜が協力して、元捕虜の記憶と事業所にある古い資料を頼りに収容所があった場所を特定しようとしたが、これは正確な場所まではわからなかった。

元捕虜による民間企業の訪問には多くのメディアが注目し、所長との面会のあとは記者会見の時間がもうけられていた。ふたりの訪問はその日の夕方のニュース番組や翌日の新聞で報じられた。ほとんどの記事は、苦痛に満ちた体験の語りと、今回の訪問で日米の友好が促進されたというふたりの元捕虜の発言をメインに構成されている。

民間企業訪問の翌日には高岡市長との面会が予定されていた。面会の場で高岡市長は高岡に捕虜の歴史があることを忘れるべきではないと述べた。元捕虜のふたりは、多くの人にあたたかく迎えられ長年のわだかまりが解けたこと、当時は灰色にみえた景色の美しさに気づいたことなどを述べ、高岡訪問による気持ちの変化を表明していた。

#### (2) 日本記者クラブでの会見<sup>(10)</sup>

毎年恒例の日本記者クラブでの会見は約 1 時間である。2011 年度は滞在 6 日目に実施された。7 名の元捕虜がひとり 5 分程度で捕虜としての体験、来日の印象、日本への要望などを述べたあと質疑応答がおこなわれた。全員が自分たちを招聘した日本政府への感謝の意を表明し、プログラムによって日本に対する悪感情が払拭されたと語る元捕虜もいるなど、プログラムは肯定的に評価されている。日本に対する批判的な発言は捕虜を使役した民間企業に対するもので、「大企業がこのプログラムに経済的な支援をしていないことを残念に

思う」、「日本企業は政府と同じ感覚をもっていない」というコメントがあった。

質疑応答では3名の日本人からの発言があった。ひとりめの質問者は原爆と原発についての意見を求めた。原爆については、ひどい兵器で二度と使用されるべきではないとしながらも、もし使用されていなかった場合の日米の人命損失は甚大なものであったであろうことなどを考慮するといろいろな見方ができること、即答はできないことなどが述べられた。原発については、原発はもっともクリーンなエネルギーであるという意見と代替エネルギーに移行するべきという意見であった。

ふたりめの質問者は、野田首相（当時）が翌月に開催される APEC 首脳会議でハワイを訪れた際にパールハーバーについて謝罪し、かわりにオバマ大統領が広島を訪れて謝罪をするという案についての考えをたずねた。これに対してグループのリーダーは、「近づきたくない質問」だといい、軍隊用語でいえば、自分たちはその質問に答えるだけの給料をもらっていないとって回答を回避した。また、別の元捕虜は、非常に政治的な質問であり、面白いアイデアだとは思いますが、日米双方にとって難しい問題なのではないかという見解を表明した。そのあとで、自分たちは平和と友好のために来ているのであり、原爆について語るために来たのではないと述べた。さらに、元捕虜 B さんとともに高岡を訪問した B さんの娘 C さんが、政治家のすることは正式<formal>ではあるが、真の平和は高岡の民間企業所長との面会のときにおこったことであると述べている。

このやりとりのあと、ひとりの日本人男性が自身の空襲体験について時おり涙で声をつまらせながら語った。そして戦争は絶対にしてはいけない、過去には双方にいろいろあったが日米は仲良くするべきだといって発言をしめくくるとアメリカ人参加者全員から拍手がおこり、リーダーである元捕虜が「まさにそういう友情のために我々は来ている」と応答した。

### (3) アメリカでの訪日報告会

日本政府による和解の試みはアメリカではどのように受けとめられているのであろうか。ADBC 年次大会における訪日報告会は招聘プログラムのアメリカでの評価を知る重要な機会である。2012 年 5 月の大会では 2011 年 10 月に実施された招聘プログラムの参加者のなかから 3 名の元捕虜と、高岡を訪問した元捕虜 B さんの娘 C さんが報告をおこなった。C さんの父親 B さんは参加者のひとりであったが、A さんは体調を崩してこの年の大会には来ていなかった。

約 1 時間の報告は C さんのパワーポイントを使ったプレゼンテーションで進行された。東京のホテルの設備のよさという一般的な日本の印象からはじまり、駐日アメリカ大使との面会、外務省高官による謝罪（この高官とは別に外相も謝罪をおこなっている）について簡単にふれられた。C さんが謝罪の場で写真を 2 枚撮ったところで撮影を止められたことに触れ、その場の緊張感が伝えられた。このとき、聴衆のひとりから「外相からの謝罪には重要な意味がある」との声がはさまれると、元捕虜のひとりが「彼は確かに謝ったが、誠実かどうかはわからなかった」と応じた。

続いて高岡訪問が報告された。民間企業の所長との面会については、彼らは自分たちを受け入れる態勢がととのっていて、ふたりの元捕虜の経験を知りたがっていたといい、元捕虜を無視する企業と比較した。B さんは実際、次のように語っている。

Aさんと私は、所長の謝罪を受け入れました。戦時中そこにいたのは彼の世代ではありませんが、私たちは彼の素晴らしいホスピタリティと偽りのない誠実さに感謝しました。彼の存在が私の尊厳を回復し、長い間求めていた人間の心のやすらぎをもたらしました。

Cさんも所長の謝罪は誠実だったとし、この面会によって父親の憎しみがとけたとしている。

日本記者クラブでの会見に話がおよんだとき、Cさんが元捕虜たちに、最初の質問を覚えているかとたずねた。ひとりの元捕虜が、原爆の質問に対してグループリーダーが「自分たちは友好のために来ているのであって、原爆について語るために来たのではない」と答えたという、会場からは拍手がおこった<sup>(1)</sup>。さらにCさんはオバマ大統領（の謝罪）についての質問がなされたときの7名の元捕虜の困惑を伝え、そのときには自分が割って入り、来日は友好のためであり政治的なものではないことを述べてから次の質問にうつたと報告した。

聴衆から「日本訪問が戦争体験に一段落〈closure〉をもたらしたと思うか」という質問があると、Bさんともうひとりの元捕虜は「それは確かだ」と答え、悪感情が払拭され、悪い記憶がよい記憶に置きかえられたと述べた。もうひとり、もともと日本に対する悪感情はなかったが、日本訪問が自分のためになったことは確かだと答えた。報告会終了近くにはCさんが涙で声をつまらせながら、次のように述べている。

私は一番下の子どもで、たったひとりの娘です。彼が私のお父さんで、彼らは私のお父さんたちです。彼らに同行し、彼らの表情、感謝、かつて虐待されたことのある国への愛を見ることができて、こんなに名誉に思ったことはありません。彼らのかつての敵国への愛がどんなに慈愛に満ちているものか、信じられないほどです。

#### 4. 戦後和解の両義性がもたらす成果と課題

戦後和解は人道・人権の観点から新たな問題を政治に導入するという、既存の講和に対する対抗的性質と、それらの問題が過度に政治化されることを回避する脱政治的性質という、ふたつの相反する性質をはらむ政治的行為である。本稿では前者を「対抗的戦後和解」、後者を「脱政治的戦後和解」と名づけた。戦後和解の両義性は、国益優先の講和で積み残された問題を解決してさらなる関係改善を目指す試みが新たな政治的対立をうみだす可能性があること、そのため、ある程度脱政治的にならざるを得ず、その度合いによっては、講和という本来なら抵抗するべき対象である政策の補完的役割を果たすことにもなり得るところにあった。本章では、前章で戦後和解実践のフィールドとして描写した招聘プログラムの3つの場面を横断的にみながら、戦後和解が孕むふたつの性質が招聘プログラムにおいてどのように作用し、戦後和解政策にどのような成果や課題をもたらしているのかを分析する。

### (1) 一段落<closure>が意味するもの

招聘プログラムの実施と政府高官による元捕虜への謝罪は、日本政府による対抗的戦後和解といえる。もし講和条約ですべての問題が解決済みという立場をとるなら、招聘プログラムや謝罪によって解決を目指す「問題」の存在がそもそも認められないであろう。戦後和解政策を実施すること自体が、講和への異議申し立ての正当性を日本政府が限定的にはあるが認めていることを示している。そして、そのことの意義を過小評価することはできない。日本記者クラブの会見では元捕虜全員が日本政府への感謝の念を表明しており、招聘プログラム実施を高く評価していた。また、ADBCの報告会に参加した3名の元捕虜全員が、招聘プログラムが彼らに戦争体験の一段落<closure>をもたらしたとしていた。それは、継続してきた問題に一応の決着がもたらされたということであり、戦後和解政策の重大な成果である。また、元捕虜の日本に対する憎しみの解消が元捕虜の家族にもたらした感動（Cさんが報告会で涙を流しながら語ったことからわかる）も招聘プログラムのかけがえのない成果である。「我が国に対して特別な感情をもつ米国人元戦争捕虜及びその配偶者等を我が国に招聘し、心の和解を促す」という日本政府の試みは十分に成功したといえるだろう。

しかし日本政府は、講和への異議申し立てを「限定的」に認めているにすぎないことに注意したい。限定的というのは、政府は戦後和解政策を実施しながらも補償を拒否する姿勢を変えていないからである。つまり、招聘プログラムは日本政府の対抗的戦後和解であるが、それは補償問題を回避した脱政治的戦後和解でもある。日本政府が招聘プログラムの目的を「心の和解」としているのは、その重点が過度の政治化を回避した脱政治的戦後和解にあることを明示している。それでも招聘プログラムに参加した元捕虜や遺族は、この戦後和解政策を肯定的に受けいれているのである。特に、一段落<closure>というのは問題の一応の決着を意味するため、脱政治的戦後和解の成功が対抗的戦後和解の存在意義を打ち消す結果をもたらしているように思われる。

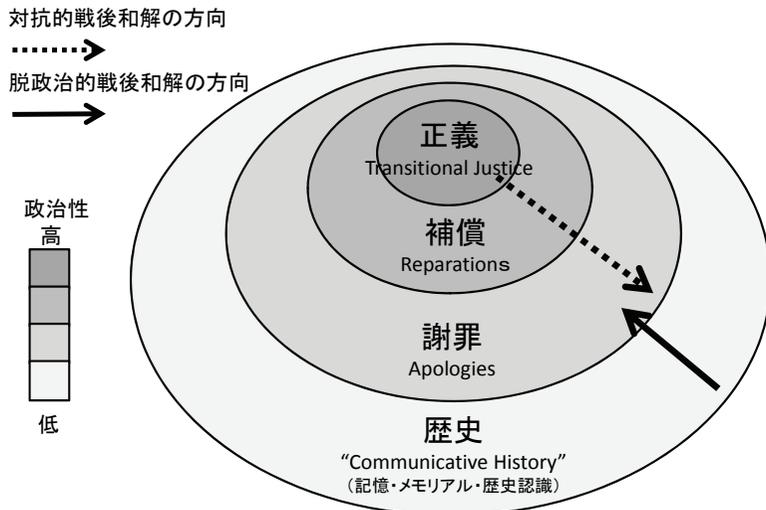
ところが、その結果は唯一で完全なものとはいえない。元捕虜や家族は脱政治的戦後和解を肯定しながら、対抗的戦後和解の態度を保持しているのである。それを示すのが政府高官による謝罪への反応である。帰国後の報告会では、政府高官による謝罪について言及されていたものの、謝罪の誠実さには疑問が付され、記者会見では、政治家による謝罪は正式ではあるが真の平和はもたらさないと意見も聞かれた。招聘プログラムを実施したことで日本政府は肯定的な評価を受けているのに、政府を代表する高官による謝罪は重視されていないのである。

### (2) 「心の和解」と抵抗

招聘プログラムによって一段落<closure>がもたらされたとしながら、政府高官による謝罪を受け入れない元捕虜の態度は、心情面を重視した「心の和解」の成功が補償や謝罪の政治的解決を意味するものではなく、それらの問題を提起することの意義を無化しないことを示している。これまでの戦後和解政策に対する批判は、政府による脱政治的戦後和解は、政治的問題の心の問題へのすり替えであり、被害者の望んでいない問題解決の押しつけや懐柔策であるといったものであった。その可能性を完全に否定することはできないが、元捕虜の態度から脱政治的戦後和解政策が必ずしも対抗的戦後和解の代替手段として

有効ではないことがわかる。それでは、ふたつの戦後和解はどのような関係にあるのだろうか。

図1 戦後和解の領域と対抗的戦後和解・脱政治的戦後和解の方向性



※Torpey(2003)の図1. I. <Mapping Reparation Politics>をもとに作成。

図1はTorpeyの描く4つの領域に、政治性の高さとおたつの戦後和解の方向性を加えたものである。それぞれの領域は後者に前者が含まれるかたちで同心円にちかい円を描くのであるが、その中心点が上方にあるのは、Torpeyが「償いの政治」の方向性を中心にある正義から外側の歴史へとむかうプロセスと考えているからである。そこでは正義の問題の政治への導入を出発点に、補償、謝罪、歴史の問題が次第に導入されていく。政治性の強弱でいえば、政治性の高い領域から政治性の低い領域に拡大していくのが償いの政治である。

脱政治的戦後和解の方向性は償いの政治の方向性と一致する。しかし、「心の和解」に象徴される脱政治的戦後和解はそうではない。今回の日本政府による心の和解は、元捕虜たちが「第二次世界大戦の経験に起因して我が国に対して特別な感情」をもっていることを前提としていた。つまり、捕虜の苦難の歴史を認めるといふ、一番外側の領域から出発しているのである。そして政府高官は、正義や補償という政治性の高い問題を回避したまま謝罪したのであった。

このような和解政策に対して元捕虜と家族は、補償問題の回避を批判することなく、歴史の領域における和解だけを成立させたのである。政府高官による謝罪が重視されていないのは、それが正義や補償に裏づけされた謝罪、いいかえれば中心から外側へむかう和解のプロセスにおける謝罪ではなく、外側から中心へとむかう和解のプロセスにおける謝罪だったからであろう。政府高官は脱政治的戦後和解のプロセスにおいて謝罪をおこなっているのであるが、元捕虜と家族はそれが対抗的戦後和解のプロセスの謝罪ではないために重視していないのである。

ここからふたつの戦後和解の関係がよみとれる。今回の戦後和解政策において対抗的戦後和解と脱政治的戦後和解は謝罪をめぐる交錯する。ここで提案したいのは、この領域を平面ではなく空間として捉えることである。ふたつの戦後和解は謝罪の領域で交錯するが、ぶつかりあってはいない。対抗的戦後和解と脱政治的戦後和解の謝罪は、同じ謝罪の領域にありながら位置が微妙にずれているのである。もしふたつの戦後和解が正面からぶつかりあい、正義や補償を求める対抗的戦後和解の立場から政府高官の謝罪を批判するのであれば、それは「補償をともしない謝罪は誠実ではない」ということになるはずである。ところが、謝罪の誠実さに疑問が付されているのに補償は要求されていない。この現象が示しているのは、元捕虜によって疑問が付されている謝罪と、対抗的戦後和解の延長線上にある謝罪が同じ位置にはないということである。

元捕虜と家族による政府高官による謝罪受け入れの留保は、対抗的戦後和解の性質をおびた態度であるが(謝罪が補償をともしたものであったら受け入れられた可能性はある)、その性質のあらわれ方は脱政治的戦後和解そのものを否定するほど強いものではない。先に脱政治的戦後和解が必ずしも対抗的戦後和解の代替手段とはならないと述べたが、対抗的戦後和解の立場からの脱政治的戦後和解(における謝罪)への批判も、脱政治的戦後和解の存在意義を否定できるわけではないのである。それは、ふたつの戦後和解のあいだに完全にはなくすことのできない距離があるからであろう。

そして、ふたつの戦後和解の位置のずれから生じるこの距離が、謝罪の批判と脱政治的戦後和解の肯定の両立を可能にしている。招聘プログラムの成果である心の和解は、元捕虜と家族の脱政治的戦後和解への志向と、対抗的戦後和解(の立場からの謝罪拒否)という抵抗のバランスのうえに成り立っているのである。しかし、招聘プログラムにおいてはより政治的に強度な彼らの態度も確認できる。次にそのような態度と招聘プログラムに残された課題について分析する。

### (3) 政治的抵抗手段としての脱政治

政府高官による謝罪の受け入れが留保されていたのに対し、高岡で元捕虜との面会に応じた所長の謝罪については誠実さが疑われることなく最高の賛辞があたえられていた。この現象は一見、所長の謝罪は国家の利益を離れた「純粋な謝罪」であり、脱政治的戦後和解の謝罪としてふさわしいものであるために歓迎されたという説明が可能である。実際に、所長の謝罪が「真の平和」や「尊厳の回復」をもたらしたという報告会での元捕虜 B さんの発言や記者会見での C さんの発言は、彼らが所長の謝罪を、政治を離れた人権・人道的なものと考えていることを示している。

所長は、自分が所長をつとめる工場が捕虜たちを過酷に取り扱った歴史を率直に認め、工場を代表して謝罪をおこなった。これは、日本政府が捕虜の苦難の歴史を認めて謝罪をしたのと同じ構図である。つまり、この謝罪は正義や補償の問題にもとづいた対抗的戦後和解における謝罪ではなく、あくまで一番外側の歴史の領域から一歩ふみこんだ脱政治的戦後和解における謝罪である。しかしこの所長の謝罪が、政府高官による謝罪がもたらすことのできなかった感動を元捕虜と家族にあたえた。先述のように、この感動の要因を、政府高官と民間企業の所長という立場の違いによる脱政治性の強さと考えることもできる。正義や補償の問題とは無関係の立場にある所長は、脱政治的戦後和解を志向する元捕虜と

家族の和解相手として政府高官よりふさわしい存在であり、元捕虜や家族は、利益を度外視した誠実なものとして、所長の謝罪に素直に感動できるのだと思われる。

ところが民間企業の所長という立場は、正義や補償の問題と無関係とはいきれない。記者会見では、招聘プログラムを実施した日本政府と対比するかたちで日本の民間企業への失望が表明されていた。和解政策はたとえ脱政治性が強調されていても、国益優先の和解へ抵抗という性質を孕むものである。招聘プログラムの実施自体が講和への異議申し立ての正当性を認めることを意味するからである。逆にいえば、招聘プログラムへ参加しないことは異議申し立てへの消極的な反対（＝国益優先の講和の支持）を意味することになる。記者会見での元捕虜による民間企業への批判は、民間企業を講和と支持の立場にたつものとみなしたうえでの反発といえる。

ここにみられるのは、「脱政治的戦後和解の試みを称賛することによって抵抗を示す」という態度である。このような態度は、元捕虜と面会・謝罪した所長の行為も、（たとえ所長に対抗的戦後和解の意図はなくても、）日本政府の招聘プログラム実施と同じ理由で肯定的に評価するだろう。所長の謝罪に、戦時中に捕虜を使役しながら招聘プログラムに参加しない民間企業に対する強力な抵抗という意味がよみこまれるのである。

所長の謝罪が、脱政治的戦後和解にふさわしいために元捕虜や家族に感動を与えたことは否定できない。また、政治性が弱められているという理由で脱政治的戦後和解を対抗的戦後和解より低い価値しかないものとするべきではない。脱政治的戦後和解への努力とそこで生じる感動は、ふたつの戦後和解を含む包括的な戦後和解政策の成果として十分に評価されるべきである。そのうえで、脱政治的戦後和解における成果や感動が「対抗的戦後和解の抵抗力」へと変換可能であることには注意が払われなければならないだろう。戦後和解が政治的行為である限り脱政治的戦後和解から政治性を完全に排除することは不可能であり、それは意識的、無意識的にかかわらず政治的抵抗手段として利用され得るのである。日本政府や所長による「心の和解」を肯定的に評価して、ほかの民間企業を批判するのはその一例といえるのではないだろうか。そして、そのような利用が民間企業への異議申し立てを可能にし、今回の招聘プログラムでは解決できない課題を生じさせているのである。

## 5. ふたつの戦後和解間の往復がもたらすダイナミズム

ここまで対抗的戦後和解と脱政治的戦後和解という概念を使って、戦後和解において別々の方向へむかうふたつの力がどのように作用し、日本政府による戦後和解政策にどのような成果と課題をもたらしているのかをみてきた。ふたつの戦後和解は正義、補償、謝罪、歴史の領域を共有するが、たとえば、対抗的戦後和解における謝罪と脱政治的戦後和解における謝罪とでは領域内における位置が異なる。脱政治的戦後和解における日本政府高官による謝罪は対抗的戦後和解の視点から批判され得るが、その謝罪が脱政治的戦後和解の延長としてなされている以上、対抗的戦後和解という異なる位置からの反発は政府の脱政治的戦後和解そのものまでを否定する強さをもたない。招聘プログラムの成果である心の和解は、このようなふたつの戦後和解のバランスのうえに成り立っていた。

脱政治化への志向が強く示された和解においても、対抗的戦後和解の影響を完全に払し

よくするのは難しい。記者会見では、日本政府の心の和解への努力が肯定的に評価される一方、招聘プログラムに貢献しなかった民間企業が批判されていた。そのなかで「企業の経済的支援」がないことへの言及がなされていたのは示唆的である。ここに補償の意味が含まれていると考えるのはそれほど無理があることではないだろう。補償は政治性の高い問題であり、補償拒否に対する批判は対抗的戦後和解の性質に属する。事例では補償についての法的、政治的な議論がおこなわれることなく、元捕虜はあくまでも心の和解を基準にしながら招聘プログラムを実施した日本政府に対比させるかたちで民間企業を批判しているのであるが、そこには捕虜の人権を無視したり補償を拒否したりする民間企業への異議申し立てという対抗的戦後和解の態度がみられる。

さらに心情を重視した脱政治的戦後和解が、場合によっては政治的な対抗的戦後和解をより強力に作用させる契機にもなり得る。民間企業所長の謝罪を人道・人権の視点から称賛する態度から、強力な対抗的戦後和解の作用がうみだされ得るのである。

民間企業に対する補償裁判の背景には、講和で放棄された請求権は民間企業に対しては放棄されていないという法解釈による、国家と民間企業の切り離しがある。現在、すべての裁判で請求権が棄却されていることから、この解釈の正当性が認められたとはいえない。しかし戦後和解にとって重要なのは、民間企業が国家から切り離されることによって国家と並んで対抗的戦後和解の当事者としてみなされるようになったことである。このような傾向のなかで、民間企業関係者の行為には、行為者の意図とは関係なく対抗的戦後和解の意味がよみこまれることになる可能性は高いだろう<sup>(12)</sup>。

招聘プログラムでは、アメリカ人参加者の脱政治的戦後和解から対抗的戦後和解への態度のシフトが、民間企業に対する批判という招聘プログラムでは解決できない課題をもたらしていた。しかし対抗的戦後和解と脱政治的戦後和解の往復は元捕虜や家族に限られることなく日本側にもみられるものである。紙幅の関係でここでは分析することができなかったが、記者会見での日本人質問者による原爆や謝罪といった政治性の高い問題の提起、逆に政治性の低い個人の被災体験、友情や平和への訴えなどに、ふたつの戦後和解のどちらの態度も確認できる。それらにアメリカ側参加者もふたつの戦後和解を往復しながら対応し、戦後和解全体にダイナミズムを生じさせている。このようなダイナミズムが日米間にある種の緊張をもたらす可能性があるのはみてきたとおりである。戦後和解の試みを、それがもつ両義性に起因する望ましくない結果を避けながら発展させるためには、ふたつの戦後和解の力学について今後さらに探究される必要がある。

#### 註

- (1) たとえばローマ教皇ヨハネ・パウロ2世(当時)、トニー・ブレア英首相(当時)、ビル・クリントン米大統領(当時)が過去の出来事への遺憾を表明した(Olick & Coughlin 2003)。
- (2) <http://www.cas.go.jp/jp/siryou/050412heiwa.pdf> (2010年11月7日取得)。10年間で歴史研究支援事業と交流事業の2分野を柱に60事業がおこなわれ、約900億円が費やされている。このうち元捕虜関係の事業は4つある。
- (3) 謝罪の問題についてはLind(2008)を参照。
- (4) 裁判の概要については戦争責任資料センターホームページを参照。  
<http://space.geocities.jp/japanwarres/center/hodo/hodo07.htm> (2014年6月7日取得)。

- (5) <http://www.cas.go.jp/jp/siryou/050412heiwa.pdf> (2013年5月30日取得)。オランダの場合は元捕虜の孫が招聘された。
- (6) たとえば、ある元捕虜によるクリントン国務長官(当時)への嘆願書を参照。  
<http://www.us-japandialogueonpows.org/index-J.htm> (2011年9月15日取得)。
- (7) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1013\\_02.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/1013_02.html) (2012年9月25日取得)。
- (8) 1946年に設立された「バターン・コレヒドール防衛兵の会<the American Defenders of Bataan & Corregidor, Inc.>」は2010年に解散し、「ADBC次世代の会<the Descendant Group-ADBC>」が活動を引きついだ。さらに2012年に「ADBCメモリアルソサイエティ<ADBC Memorial Society>」と改名され現在にいたっている。
- (9) 註8参照。
- (10) <http://www.youtube.com/watch?v=1j4IzQI9tR8> (2013年6月3日取得)。
- (11) この元捕虜は、日本人質問者による3つの質問と、それぞれの質問への回答を混同しながら報告している。
- (12) <http://time.com/3334677/pow-world-war-two-usa-japan/> (2014年10月9日取得)。2014年9月14日の電子版Timeに掲載された記事では、日本をゆるすことなく亡くなったという元捕虜の娘の「もし企業が父にしたことを認め謝罪をしていたら、父に一段落<closure>をもたらしていただろう」というインタビューとともに、捕虜を使役した60以上の企業のうち、たった1企業(本稿の企業とは別)だけしか謝罪をおこなっていないことが問題とされている。

#### 参考文献

- 荒井信一, 2006, 『歴史和解は可能か——東アジアでの対話を求めて』岩波書店。
- 笠原十九司, 1994, 『アジアの中の日本軍——戦争責任と歴史学・歴史教育』大月書店。
- 小菅信子, 2005, 『戦後和解——日本は<過去>から解き放たれるのか』中央公論社。
- , 2011, 「記憶の歴史化と和解——日英を事例として」黒沢文貴・イアン・ニッシュ編『歴史と和解』東京大学出版会, 63-91。
- 黒沢文貴, 2011, 「<歴史>の<政治化>から<歴史>の<歴史化>へ」黒沢文貴・イアン・ニッシュ編『歴史と和解』東京大学出版会, 1-15。
- Lind, Jennifer, 2008, *Sorry States*, New York: Cornell University Press.
- 中野敏男, 2008, 「日本軍『慰安婦』問題と歴史への責任——本書の認識と課題」金富子・中野敏男編『歴史と責任——「慰安婦」問題と一九九〇年代』青弓社, 12-32。
- 中尾知世, 2008, 『日本人はなぜ謝りつづけるのか——日英<戦後和解>の失敗に学ぶ』日本放送出版協会。
- Olick, J. K. and Brenda Coughlin, 2003, “The Politics of Regret: Analytical Frames,” John C. Torpey ed., *Politics and the Past: on Repairing Historical Injustices*, Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 37-62.
- 徳留絹枝, 2000, 「現地報告 追及の刃はどこに向けられているのか」『論座』2000年5月号: 138-145。
- , 2005, 「太平洋戦争——米兵捕虜体験の伝承を」『論座』2005年1月号: 140-147。
- Torpey, John, 2003, “Introduction: Politics and the Past,” John C. Torpey ed., *Politics and the Past: on Repairing Historical Injustices*, Lanham, Md.: Rowman & Littlefield, 1-34。